

議員提出議案第9号

シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出について

上記の議案を別記のとおり交野市議会会議規則第14条の規定により提出します。

意見書案……別記

令和4年6月10日提出

提出者	交野市議会議員	皿海ふみ
賛成者	交野市議会議員	岡田伴昌

## シルバー人材センターに対する支援を求める意見書（案）

### シルバー人材センターに対する支援を求める意見書

シルバー人材センター(以下、「センター」という。)は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された公的団体であり、大阪府内では、43カ所のセンターが地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献している。

令和5年10月に、消費税において適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入される予定となっているが、同制度が導入されると、免税事業者であるセンターの会員はインボイスを発行することができないことから、センターは仕入れ税額控除ができなくなり、新たに預かり消費税分を納税する必要性が生じる。

しかし、公益事業を行うセンターの運営は収支相償が原則であり、新たな税負担の財源はない。

人生100年時代を迎え、国を挙げて生涯現役社会の実現が求められる中、報酬よりも社会参加・健康維持に重きを置いた「生きがい就業」をしているセンターの会員に対して、形式的に個人事業者であることをもって、インボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいをそぎ、地域社会の活力低下をもたらすものと懸念される。センターにとっては、新たな税負担はまさに運営上の死活問題である。

消費税制度においては、小規模事業者への配慮として、年間課税売上高が1000万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されているところであり、少額の収入しかないセンターの会員の手取り額がさらに減少することなく、センターにおいて、安定的な事業運営が可能となるための措置として、「インボイスによらずに一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入れ税額控除が認められる」等の取扱いを講ずる必要がある。

よって、国においては、センターの会員への配分金については、インボイス制度の適用除外とする等の措置を講ずるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月29日

交野市議会

衆議院議長 宛

参議院議長 宛

内閣総理大臣 宛

財務大臣 宛

厚生労働大臣 宛

経済産業大臣 宛